

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年1月23日・24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>(総評)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回指摘事項について、改善されていない事項が多数あるので、早急に改善すること。 ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款第 36 条に現在実施していない公益事業が規定されていた（地域若者サポートステーション事業）。また、定款第 28 条に管理棟の増築部分が基本財産として規定されていなかった。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第 39 条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>おって、定款変更認可申請書については貴法人から令和2年3月3日に提出されているが、書類等に不備があるため受理していないことを申し添える。</p> <p>（法第 31 条第 1 項、定款第 28 条、第 36 条及び第 39 条）</p>	<p>改めて、申請書類の確認をして、6 月理事会における決議、定時評議員会における決議後に申請する。</p>
2	<p>評議員の候補者について、暴力団員等の反社会的勢力の者でないか、確認を行っていなかった。また、役員等候補者確認書の欠格事由の根拠法令が誤っていた。</p> <p>については、役員等候補者確認書を修正の上、評議員の候補者本人から事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（法第 40 条第 1 項、審査基準第 3 の 1（5）、（6））</p>	<p>辞任に伴う補充の評議員について、履歴書、役員等候補者確認書、就任承諾書は徴していたが、このうち役員等候補者確認書は理事用の旧様式を誤って使用したため、根拠法令のずれと確認項目の漏れが生じた。</p> <p>令和2年1月27日に評議員用の役員等候補者確認書の差替を依頼し2月10日受領し是正した。</p>

3	<p>評議員について、評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>ついでには、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>平成30年度の欠席者2名は令和元年度は出席していただいた。</p> <p>今後も引き続き日程調整に努めるとともに、改選については今後の検討課題とする。</p>
4	<p>理事会における評議員会の開催の決議等について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 開催の決議を行う前に各評議員に対して招集の通知をしていた。</p> <p>② 評議員会の開催場所を決議していなかった。</p> <p>③ 事前に決議されていない事項を評議員会の開催の通知に記載し、実際に決議していた。</p> <p>④ 理事及び監事の候補者選任に当たって、決議事項ではなく、その他の事項としていた。</p> <p>ついでには、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>① 評議員会の開催に当たっては、事前に各評議員へ開催日調整を行っており、理事会議案と通知日まで考えが及ばなかったもの。</p> <p>② 場所の提案が漏れていたもの。</p> <p>③ 決議を事業計画及び予算としていたが、後で議決事項ではないことが分かり、急遽定款変更で差替え決議を行ったもの。</p> <p>④ 理事及び監事を一括して留任するとして提案予定と報告し、決議事項にしていなかったもの。</p> <p>いずれも、理事会、評議員会の開催の流れ及び議決事項の理解不足であり、計画的な運営を心掛け改善に努める。</p>
5	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついでには、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>(4④と同じく)留任するとして提案予定と報告し、就任承諾書を徴取していたが、決議事項にしていなかったもの。</p> <p>次回の令和3年6月改選時は議事録への記載により同意の事実を残す。</p>

6	<p>監事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>理事会他年間スケジュールはあらかじめ確認しているが、開催前に出席確認を行い、欠席することのないよう日程調整に努める。</p>
7	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成30年度1回、令和元年度は4箇月を超える間隔で2回報告した。</p>
8	<p>定款細則第8条(理事長専決事項)に規定されていない事項について、理事長が専決しているものが見受けられた。</p> <p>については、理事長は、定款細則第8条の規定に基づいて専決を行うとともに、理事長専決事項を除く事項については理事会の承認を得ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (定款細則第8条)</p>	<p>モデル規程を参考に作成しており実態と齟齬があったため、法人内で検討し令和2年6月9日理事会で改正を提案し決議した。</p>
9	<p>理事長の変更(重任)登記を行っていなかった(変更日:令和元年6月18日)。</p> <p>については、組合等登記令(昭和39年3月23日政令第29号)第3条第1項の規定に基づき、変更から2週間以内に登記を行うこと。</p>	<p>令和2年1月28日司法書士へ依頼し、2月4日付けで登記完了した。</p>

	(組合等登記令第3条第1項、法第29条)	
10	<p>児童心理治療施設拠点区分の寄附金について、借入金の元金償還に充てるものと指定されているにもかかわらず、第2号基本金へ組み入れられていなかった。</p> <p>については、借入金の元金償還に充てるものと指定されている寄附金については、第2号基本金へ組み入れすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第6条第1項、運用上の取扱い11、留意事項14)</p>	過去の年度に遡って調査し、令和元年度で未計上分を組み入れた。
11	<p>現金の取扱いについて、毎日の金銭残高の照合及び確認が行われていなかったため、乳児院拠点区分の現金出納帳の帳簿残高と金銭残高が一致していない日があった。また、収入後5営業日以内に金融機関に預け入れされていないものが見受けられた。</p> <p>については、現金の取扱いについて、出納職員は現金出納帳及び小口現金出納帳により、毎日の現金出納終了後、金銭残高と帳簿残高と照合し、会計責任者へ報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。加えて、収入した金銭については、収入後5営業日以内に金融機関に預け入れること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第24条及び第30条)</p>	<p>現金出納終了後に金銭残高と帳簿残高を照合し会計責任者に報告しているが、記入漏れがあり書き直しをした際の転記誤りが原因であったもので、複数で確認するよう改善する。</p> <p>また、金融機関への預け入れも速やかに行うよう改善する。</p>
12	<p>貸借対照表について、権利が0円になるまで減価償却されていなかった。また、固定資産管理台帳には、資産の種類は権利ではなくソフトウェアと記載されていた。</p> <p>については、権利等の無形固定資産は、残存価額をゼロとして全額を減価償却すること。また、資産の種類がソフトウェアであれば、ソフトウェアの科目を使用すること。</p> <p>(留意事項17(2)ウ及び勘定科目説明(別添3)、経理規程第55条第3項)</p>	令和元年度で権利勘定を整理した。除却は令和2年度に行う予定である。
13	<p>診療所拠点区分の拠点区分貸借対照表について、理事から借入れた1年以内に返済予定の長期借入金が1年以内返</p>	令和元年度において、1年以内返済予定役員等長期借入金に計上した。

	<p>済予定長期運営資金借入金の科目で計上されていた。</p> <p>については、役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、1年以内返済予定役員等長期借入金に計上すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項 勘定科目説明(別添3))</p>	
14	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 借入金明細書について、役員等からの長期借入金があるにもかかわらず、役員等長期借入金の区分が新設されていなかった。</p> <p>② 国庫補助金等特別積立金明細書について、前期繰越額が貸借対照表の前年度末の金額と一致していなかった。また、各拠点区分の内訳が記載されていなかった。</p> <p>③ 積立金・積立資産明細書について、退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てているにもかかわらず、摘要欄にその旨が記載されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い25)</p>	<p>① 区分を新設した。</p> <p>② 前期繰越額等を確認し、拠点区分内訳も作成した。</p> <p>③ 摘要欄に「退職給付引当金対応」の記載をした。</p>
15	<p>1件当たりのリース料総額が300万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていない。</p> <p>については、ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこと。 (運用上の取扱い8、経理規程第49条)</p>	<p>対象となっている物件を調査し、遡って固定資産登録及び減価償却を行い、令和元年度に計上した。</p>
16	<p>事業区分間及び拠点区分間における内部貸借取引の残高で、立替金、未収金、事業未収金及びその他の未払金等に含まれていたものが相殺消去されていなかった(児童養護施設拠点区分、保育所拠点区分、児童心理治療施設拠点区分)。</p> <p>については、当該残高は、貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去すること。</p> <p>なお、社会福祉施設における運営費</p>	<p>保育所拠点区分において例年加算分運営費の精算が年度をまたぐ未収金となっており、また運営資金も厳しい状況のため拠点間の年度内精算が出来ない状況が続いている。</p> <p>現在、経営改善に向けた取組を行っており、経営安定の折に是正する。</p>

	<p>(措置費) の取扱いについて、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであるので留意すること。</p> <p>(運用上の取扱い 4、留意事項 23、運営費局長通知 5 (2))</p>	
--	---	--